

整備用地の候補地選定方法（案）

1. 候補地選定方法の検討にあたっての留意事項

新ごみ処理施設を整備するにあたって、地形、地質をはじめ、施設の稼働に伴い発生が懸念される騒音・振動・悪臭等による周辺環境への影響、ごみ収集車が往来する道路環境、ごみの収集・運搬コスト等、環境面や経済面など様々な観点から、客観性・合理性・妥当性がある最も望ましい整備用地を決定する必要があります。

基本構想検討委員会では「整備用地の候補地選定方法の検討方針」として、①市内全地域を対象に複数段階（ステップ）のふるいにかけて絞っていく方法、または②私有地・公有地を含めた公募による方法、または③（①及び②）の複合的な方法を対象として検討する方針を定めました。

なお、基本構想において、候補地選定方法の検討にあたっては、以下の事項に留意することとしています。

【候補地選定方法の検討にあたっての留意事項】

- ・ 1ヶ所以上の候補地が絞り込まれるようにすること
(①または③の方法で一定のふるいで絞り込んだ結果候補地が無かった場合の対応や、②または③の方法で応募地域が無かった場合の対応について留意する必要がある。また、応募された地域が、市域全体での客観的に最適な地域であるとは限らないことに留意する必要がある。)
- ・ 客観性があること
 - 用地選定の過程が明確である、恣意的な要素が無い、特定の利害関係者のための特別な条件での選定方法ではない、立地規制に係る法律や自然的特性(地形、地質等)等の客観的な条件に基づいている、等
- ・ 合理性があること
 - 収集運搬コストなど財政的に配慮されている、整備時間や土地取得の容易性に配慮されている、接道や収集・運搬のしやすさについて配慮されている、等
- ・ 妥当性があること
 - 基本方針や必要敷地面積など求める施設像の条件を満たしていること、等
- ・ 環境への影響に配慮されていること
 - 騒音・振動・悪臭等、ごみ収集車が往来する道路環境、等
- ・ 選定のプロセスに公平性があること
- ・ 選定過程であっても地元との連絡調整は保つこと
- ・ 行政は歓迎される施設とするように努めること

今回、基本計画検討委員会ではこれまでの検討方針を踏まえ、整備用地の候補地選定方法を定め、具体的な検討を進めていく必要があります。

2. 候補地選定方法（案）

候補地選定にあたっては、土地利用規制や関係法令等前提となる条件を満足できるか、客観性、合理性、妥当性があるのかを整理し、更に地域の皆さまのご理解が得られるよう、行政が主体的に周辺環境の保全ができるよう取り組むことが重要となります。

また、施設整備基本方針、市民アンケート結果を踏まえた整備用地を選定していくためには、行政の総合的判断による最終的な決定が必要となります。

よって、**市内全地域を対象に複数段階（ステップ）のふるいにかけて絞っていく方法**において候補地選定を進めたいと考えています。

なお、本委員会は「候補地の選定条件の検討」を行うこととしています。その後、選定条件を踏まえた「候補地選定（絞り込み作業）」及び最終的な「整備用地決定」は市が行います。